

記載例

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた 支援給付費の追加給付に係る申出書

千葉市長 殿

①

申出年月日 202●年 ●月 ●日
現住所 千葉市中央区千葉港 1-1
氏名 千葉 太郎
電話番号 090-●●●●-●●●●

(当てはまる方に✓をいれてください。)

申出日時点で、千葉市で支援給付を

☐ 受給中 ☐ 受給していない

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

- 世帯構成 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、支援給付を受給していた中国残留邦人等本人及び配偶者を記載してください。申出日時点で死亡している場合には「死亡」欄に○をしてください)

②

(フリガナ) 氏名	中国残留邦人等 との続柄	生年月日	支援給付受給期間 (年 月 日)	死亡 (申出日 時点)
チバ タロウ 千葉 太郎	本人	1985 年 4 月 2 日	2013 年 8 月 1 日 ~2025 年 5 月 29 日	
チバ ハナコ 千葉 花子	配偶者	1985 年 5 月 2 日	2013 年 8 月 1 日 ~2025 年 5 月 29 日	○

※ 本申出は、申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の中国残留邦人等本人が行うものとなります。中国残留邦人等本人が現在死亡されている場合は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）が申出を行ってください。

※ 中国残留邦人等本人同士の夫婦の場合は、代表するものが申出を行ってください。

※ 申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間について、記入してください。
(他の自治体で支援給付を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回支援給付を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。)

記載上の注意点

【①について】

申出は原則支援給付を受給していた当時の世帯主が行ってください。

申出日時点で当時の世帯主が死亡している場合、配偶者の現住所及び氏名を記載してください。

本申出書について、世帯主の方が記載困難等特段の事情がある場合は、世帯主以外の方による代筆が可能です。申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付してください。

点線枠内について申出日時点で千葉市にて支援給付を受給している方は☑をいれてください。

【②について】

・ 受給期間が複数ある場合は、受給期間ごとに申出書を作成してください。世帯主の変更や世帯員の増減が発生した場合の記載方法についてはコールセンターへお問合せください。

・ 受給期間について、わかる範囲で記載をお願いします。受給期間が不明な場合でも各区社会援護課や本庁相談窓口へ問い合わせる必要はありません。本人確認が出来る場合には市の保有するデータで算定します。

・ 廃止時の世帯構成で申出書を記載してください。

・ 受給期間中に氏名の変更があった場合、余白を用いて、変更前、変更後の氏名を記載するとともに、同一人物であることがわかるように「●●と同一」と記載してください。

2. 支援給付を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の居所が、

☐ 現住所と同じ

☐ 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

③

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

（当時の居所） 千葉市中央区問屋町●-▲▲

（期間） 2013年8月1日～2015年7月31日

（当時の居所） 千葉市花見川区浪花町●●-▲▲-■●号室

（期間） 2015年8月1日～2024年6月29日

（当時の居所） 千葉市稲毛区轟町●丁目▲番地■号 ★★様方

（期間） 2024年6月30日～2025年5月29日

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

【③について】

本人確認及び追加給付額算定のため記載をしてください。

なお、当項目に当時の居所及び期間のどちらも記載できない場合等は、受給期間の確認が困難であることから、該当する期間の分は不支給となる場合があります。

千葉市で現在支援給付受給の方については④以降の記載は不要です。支援給付証明書及び戸籍謄本などの添付も不要となります。

3. 振込先口座

以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

④

（フリガナ） 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 （普通/当座）	口座番号
チバ タロウ				
千葉 太郎	〇〇銀行	〇〇支店	普通	9876543

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

【④について】

ゆうちょ銀行は8桁、それ以外の銀行口座については7桁の口座番号を記載してください。

4. 申出者以外の連絡先

申出者へ連絡がつかないときの連絡先（御親族）を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

⑤

氏名 _____（申出者との続柄： _____）

電話番号（携帯または自宅） _____ — _____

【⑤について】

原則申出者連絡をいたしますが、申出者へ連絡がつかないときに連絡するのに使用いたします。御親族への連絡を希望される場合は、日中連絡可能な連絡先を記載してください。

記載例

- ⑦ 5. 加算等の申出
当時の最低生活費の確認のため、中国残留邦人等本人及び配偶者について、該当する加算等を記載してください。(該当がない場合は、記載不要。)
※ 加算等の該当がある場合は、併せて挙証資料を提出してください。なお、挙証資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けできますが、加算等について算定ができません。

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成25年8月から令和8年3月までのうち、 該当がある場合に記載してください。)	挙証資料の例
入院患者日用品費 (当時、1か月をこえる入院期間があった場合は、入院期間を記載してください。)	氏名：千葉 太郎 期間：2020年5月～2024年5月 (医療機関名：千葉市立青葉病院) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名：)	—
救護施設等基準生活費、介護施設入所者基本生活費等 (当時、救護施設、更生施設、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に入院していた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：) 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 (施設名：)	—
障害者加算 (当時、障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名：千葉 太郎 期間：2014年5月～2025年5月 氏名： 期間： 年 月～ 年 月 氏名： 期間： 年 月～ 年 月	身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書、福祉手当認定通知書 ※上記書類がない場合は、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 又は 障害者加算に関する支援給付決定通知書

⑧

⑨

記載上の注意点

【⑦について】

死亡した世帯主や配偶者については「5. 加算等の申出」の記載は不要です。

【⑧について】

期間・医療機関名、施設名はわかる範囲で記載をお願いします。
不明な場合でも各区社会援護課や本庁相談窓口へ問い合わせる必要はありません。本人確認ができる場合には市の保有するデータで算定します。

【⑨について】

・加算状況はわかる範囲で記載をお願いします。
不明な場合でも各区社会援護課や本庁相談窓口へ問い合わせる必要はありません。本人確認ができる場合には市の保有するデータで算定します。

・提出された挙証資料と市データに相違があった場合、確認のため連絡することがあります。

※挙証資料の添付がない場合は、市の保有するデータで算定します。

⑩

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する支援給付決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する支援給付決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する支援給付決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 支援給付決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で空白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※ 1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※ 2 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※ 3 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

【⑩について】※⑨と同様

・加算状況はわかる範囲で記載をお願いします。
不明な場合でも各区社会援護課や本庁相談窓口へ問い合わせる必要はありません。本人確認ができる場合には市の保有するデータで算定します。

・提出された挙証資料と市データに相違があった場合、確認のため連絡することがあります。

※挙証資料の添付がない場合は、市の保有するデータで算定します。

千葉市長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた支援給付費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の支援給付の受給状況を確認するため、貴支援給付の実施機関が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

⑪

202●年 ●月 ●日

住所 千葉市中央区千葉港 1-1

氏名 千葉 太郎

【⑪について】

- ・ 申出書提出年月日と同日で記載してください。
- ・ 申出者の住所と氏名を記載してください。

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(電子申出の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。)

⑫

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ（申出者の本人確認書類）
：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、
在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）
※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された
戸籍謄本を添付してください
※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、
申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本
を請求することができます
※ 支援給付受給中の場合は、戸籍謄本に代えて支援給付受給証明書に
よることも可
- ☐ 外国籍の場合は、全世帯員の住民票の写し
※ 支援給付受給中の場合は、住民票に代えて支援給付受給証明書によることも可
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、
または、キャッシュカードの写し
- ☐ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる学証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(郵送の場合は写しを添付願います。)

- ☐ 申出者が支援給付受給当時の中国残留邦人等本人（中国残留邦人等本人が死亡してい
る場合は、配偶者）となっているか
- ☐ 申出先の自治体で支援給付を受給されていた期間の受給者全員が記載されているか
（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか

【⑫について】

・ 申出書を提出する前に、チェック欄を活用し、提出漏れ・記載漏れがないよう確認してください。

【添付書類に係る留意点】

・ 提出する戸籍謄本は原本・コピーともに受付可能です。

・ 第三者請求について

第三者請求とは本人や同一戸籍（または住民票）に属する人以外の第三者（個人や法人）が、他人の戸籍謄本や住民票の写しなどを市区町村の窓口で請求できる制度です。

第三者請求をする場合、千葉市では各区市民総合窓口課もしくはいつでも手続きできる便利なオンライン申請を是非ご利用ください。市のオンライン手続きに関する情報は「電子行政サービス」をご覧ください。

・ 刑務所入所者は戸籍謄本に代えて在所証明書でも受付可能です。